

「教育・福祉複合施設（まなウェルみやぎ）維持管理包括委託事業に係る アドバイザー業務」 企画提案募集要領

この要領は、宮城県が実施する「教育・福祉複合施設（まなウェルみやぎ）維持管理包括委託事業に係るアドバイザー業務（以下「本業務」という。）」を委託するに当たり、本業務に係る企画提案を広く募集し、総合的な審査により受託候補者を選定するために必要な事項を定めるものである。

1 募集事項

（１）委託業務名

教育・福祉複合施設（まなウェルみやぎ）維持管理包括委託事業に係るアドバイザー業務

（２）事業目的

「まなウェルみやぎ」は、教育・保健福祉分野の様々な課題に対応し、県民サービスの向上を図るため、総合教育センター、美田園高等学校、子ども総合センター、中央児童相談所、リハビリテーション支援センターを１か所に整備した教育・福祉複合施設として、PFI方式により平成２５年４月から供用を開始し、令和９年３月３１日に契約終了を迎える予定である。

本業務は、県が現PFI事業終了後も民間事業者のノウハウ等を活用して財政負担の軽減やサービス水準の向上を図るため、当該施設の維持管理業務（設備維持管理・警備・清掃等）について、包括的民間委託として令和９年度から５年間の契約を締結するに当たり、業務受託候補者の公募・選定に係る必要な手続き及び契約締結に必要な作業の支援を受けることを目的に実施する。

（３）業務内容

「教育・福祉複合施設（まなウェルみやぎ）維持管理包括委託事業に係るアドバイザー業務仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり

（４）委託期間

契約締結の日から令和９年３月３１日（水）まで

（５）委託上限額

金２４，６９５千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）ただし、この金額は契約金額の限度額を示すものであり、県がこの金額で契約することを保証するものではない。

（６）履行場所

宮城県内全域

2 応募資格

（１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４（一般競争入札の参加者の資格）第１項及び第２項の規定に該当しない者であること。

- (2) この事業の募集開始時から企画提案提出時までの間に宮城県の「物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領（令和6年4月1日施行）」に掲げる資格制限の要件に該当する者でないこと。
- (3) 企画提案参加申込者の属する地方公共団体の地方税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (4) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）別表各号に規定する措置要件に該当する者でないこと。
- (5) 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条に規定する政治団体に該当しない者であること。
- (6) 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条に規定する宗教団体に該当しない者であること。
- (7) 当該業務の円滑な履行ができる体制が整備できること。本県の指示に柔軟に対応し、随時、迅速かつ具体的な連絡や協議等が可能であること。

3 スケジュール(予定含む)

期 間	内 容
令和8年7月28日（火）	企画提案募集開始
令和8年7月28日（火）から 令和8年8月4日（火）午後5時まで	質問受付
令和8年8月7日（金）	質問回答
令和8年8月21日（金）午後5時まで	参加表明書提出期限
令和8年8月26日（水）午後5時まで	企画提案書の提出締切日
令和8年8月28日（金）（予定）	〔5者を超える場合〕企画提案書の書面審査
令和8年9月1日（火）（予定）	〔5者を超える場合〕書面審査の結果通知
令和8年9月7日（月）（予定）	プレゼンテーション審査
令和8年9月上旬～9月下旬（予定）	審査結果通知、選定業者との協議等契約準備
令和8年9月下旬（予定）	契約締結

4 事業に関する質問受付及び回答

本業務に関する質問については、質問書を提出すること。なお、口頭及び電話による照会については応じない。

(1) 受付期間

令和8年7月28日（火）から令和8年8月4日（火）午後5時まで

(2) 提出先

宮城県教育庁総務課総務班

電子メールアドレス：kyoikgg@pref.miyagi.lg.jp

(3) 提出方法

質問書（様式第1号）を用いて、電子メールのみにて受け付ける。

(4) 回答方法

質問に対する回答は、集約したものを本県のウェブサイト（教育庁総務課）において令和8年8月7日（金）に公表する（質問者の氏名・名称等は公表しない）。ただし、質問又は回答の内容が具体的な提案事項に密接に関わるものや、参加資格に関することについては、質問者に対してのみ回答する。また、質問の内容によっては回答しない場合もある。

5 参加表明書の提出

本企画提案に参加しようとする者は、参加表明書を提出すること。

(1) 提出期限

令和8年8月21日（金）午後5時まで（必着）

(2) 提出方法

郵送又は持参とする。

(3) 提出先

宮城県教育庁総務課総務班

住 所 〒980-8423

仙台市青葉区本町三丁目8番1号（宮城県行政庁舎16階南側）

電 話 022-211-3613

(4) 提出書類

参加表明書（様式第2号）

(5) 留意事項

参加表明書の提出がなかった者からの企画提案書等の提出は受け付けない。

6 企画提案書等の提出

(1) 提出期限

令和8年8月26日（水）午後5時まで（必着）

(2) 提出方法

郵送又は持参とする

(3) 提出先

宮城県教育庁総務課総務班

住 所 〒980-8423

仙台市青葉区本町三丁目8番1号（宮城県行政庁舎16階南側）

電 話 022-211-3613

(4) 提出書類

ア 企画提案届出書（様式第3号）

《1部》

- イ 企画提案書（任意様式） 《 9 部》
 - ・ 別紙 1 「企画提案書の作成及び記載上の留意事項」に従い作成すること。
- ウ 同種・類似業務の受託実績（任意様式） 《 9 部》
 - ・ 官民を問わず、過去 5 年以内で実施した、代表的な事例が分かる資料を提出すること。
- エ 事業経費参考見積書（任意様式） 《 9 部》
 - ・ 仕様書の項目毎に、業務の実施に要する経費の内訳（摘要、数量、単価、金額、税等）を記載すること。
 - ・ 積算した金額に当該金額の 1 0 0 分の 1 0 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた金額）をもって積算額とするので、参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、積算した金額の 1 1 0 分の 1 0 0 に相当する金額を当該見積書に記載すること。
- オ 提案者組織の概要がわかるもの（任意様式） 《 9 部》
- カ 企画提案応募条件に係る宣誓書（様式第 4 号） 《 1 部》
- キ 提出書類一式の PDF データを保存した電子媒体 《 1 枚》
 - ・ 電子媒体は CD 又は DVD-ROM とする。

（5）提出後の変更

提出された書類について、提出後の差し替え、変更及び取消は一切認めない。
また、提出された書類は一切返却しない。

（6）無効の取扱

次のいずれかに該当する場合は、無効とする。

- ア 提出された企画提案書等に記載されている文字の判読が困難である場合、又は文意が不明である場合。
- イ 本募集要領等に従っていない場合。
- ウ 下記 7（5）に示すプレゼンテーション審査に参加しなかった場合。
- エ 同一の団体等が 2 つ以上の企画提案書を提出した場合。
- オ 企画提案方式による公正な企画提案の執行を妨げ、または不正の利益を得るために連合した団体等が提出した場合。
- カ 民法（明治 2 9 年法律第 8 9 号）第 9 0 条（公序良俗違反）、第 9 3 条（心裡留保）、第 9 4 条（虚偽表示）又は第 9 5 条（錯誤）に該当する提案

（7）その他

- ア 企画提案書の提出を取り下げる場合は、速やかに「取下願」（様式第 5 号）を提出すること。
- イ 取下願の提出があった場合も、既に提出された企画提案書等は返却しない。
- ウ 企画提案書等の再提出は認めない。
- エ 審査は提出された企画提案書により行うが、提案受付後、提案内容について説明を求めることがある。

7 評価選定方法

(1) 業務受託候補者の選定

県が設置する選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、応募者の企画提案内容を総合的に審査し、最も効率的かつ効果的な企画を提案した者1者を業務受託候補者として選定する。

(2) 審査方法

ア 企画提案書及び応募者による提案内容の説明（プレゼンテーション）を、審査基準に基づき委員ごとにそれぞれ採点評価・順位付けを行い、各委員が付けた順位点の総計が最も高い応募者1者を、業務受託候補者として選定する。

イ アにおいて、順位点の総計が最も高い応募者が複数ある場合は、各委員が採点した評価点の総計が最も高い応募者1者を業務受託候補者として選定する。評価点が同点の場合は、委員長が業務受託候補者を選定し、選定に当たり疑義が生じた場合は、選定委員会で協議の上、業務受託候補者を選定する。

ウ ア及びイの規定にかかわらず、採点評価の結果、各委員が採点した評価点の総計の平均が6割に満たない場合は選定しないものとする。

エ 応募者が5者を超えた場合は、プレゼンテーション審査の前に、選定委員会において一次審査（書面審査）を実施し、プレゼンテーション審査に参加できる上位5者を選定する場合がある。

(3) 審査基準

別紙2「評価基準」のとおりとする。

(4) 一次審査（書面審査）

ア 実施日 令和8年8月28日（金）（予定）

イ 審査方法

応募のあった企画提案書について、7（3）の審査基準に基づき審査し、上位5者を選定する。採点評価・順位付けは7（2）アからエに規定する方法に準じる。

ウ 一次審査結果の通知

全ての応募者に対し、電子メールにて選定結果を通知する。また、上位5者に対してはプレゼンテーション審査日程を併せて通知する。

なお、一次審査を実施しなかった場合は、全ての応募者に対し、プレゼンテーション審査日程等を書面にて通知する。

(5) プレゼンテーション審査

ア 実施日 令和8年9月4日（金）（予定）※詳細は改めて通知

イ 実施会場 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号

宮城県行政庁舎16階南側 教育庁会議室（予定）

ウ 実施時間 20分以内（提案説明10分以内、質疑応答10分以内）

エ 出席者 3名以内

オ 資料の追加及び使用可能機材

- ・ 事前に提出された書類に基づいてプレゼンテーションを行うこととし、追加資料の配付は原則として認めない。
- ・ 大型モニターの使用を希望する場合は企画提案書を提出する際に申し出ること。
なお、この場合、パソコンはプレゼンテーションを行う者が用意すること。
- ・ 実施会場で直接のプレゼンテーションとし、WEB参加は不可とする。

カ プレゼンテーション結果の通知

審査終了後は、プレゼンテーション審査に参加した全ての応募者に審査結果を書面等にて通知する他、選定結果については宮城県公式ウェブサイト公表する。

(6) 応募者が1者又は応募者がいない場合の取扱

ア 応募者が1者の場合

上記7(5)によるプレゼンテーション審査を実施し、業務を適切に実施できると判断された場合は、当該者を業務受託候補者として選定する。

イ 応募者がいない場合

選定委員会に諮った上で、再度企画提案を募集するものとする。

(7) その他

審査(選定)内容に係る質問や異議は一切受け付けない。

8 委託契約の締結

本業務は、原則として、業務受託候補者に委託することとする。

委託する仕様内容は、仕様書及び企画提案された内容を踏まえ、宮城県と業務受託候補者とで協議の上決定することとし、業務受託候補者が業務委託契約を辞退した場合にあっては、企画提案の審査で次点の評価を受けた者を業務受託候補者とする。なお、次点が同一の順位点であった場合は、本要領7(2)イを準用する。

宮城県は、選定した業務受託候補者と見積合せを実施し、契約金額を確定した後に契約を締結する。

なお、委託業務の実施に関して、業務受託候補者の企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、県と業務受託候補者で協議の上、決定するものとし、協議が整わなかった場合は企画提案の審査で次点の評価を受けた者を業務受託候補者とする。

9 注意事項

- (1) 企画提案に要する費用は、すべて応募者の負担とする。
- (2) 企画提案に参加する者が不穏な行動をするとき、又は企画提案を公正に執行することが困難であると認めるときは、プロポーザル方式による企画提案の実施を延期又は取り止めることがある。
- (3) 県は、応募者から提出された提案書等は、本業務における業務受託候補者の選定以外の目的に使用しないものとする。
- (4) 応募者は、本業務に関して県から受領又は閲覧した資料等は、県の了解なく公表又

は使用してはならない。

- (5) 提出された企画提案書等は、行政文書となるため、情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号）による開示請求があった場合、非開示部分（個人情報や公開することにより応募者の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められる情報など）を除き、開示することとなる。

10 問合せ先

宮城県教育庁総務課総務班

〒980-8423 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号

T E L 022-211-3613

F A X 022-211-3699

E-mail kyoikgg@pref.miyagi.lg.jp